

農場に入場する畜産関係者の皆さまへ

家畜の伝染病の農場への侵入を防ぐために —飼養衛生管理基準の遵守のお願い—

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の発生を予防するため、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理の基準が、家畜伝染病予防法で定められています。

農場に入場する関係者の皆様にも、家畜の伝染病の侵入・まん延を防ぐため、この基準の遵守について、ご協力をお願いします。

1. 農場（衛生管理区域）の出入りの際には、次のことを行ってください。

- ① 車両の消毒（自ら持参した機器による消毒でも可）
- ② 靴の消毒と手指の洗浄又は消毒
（ブーツカバーや使い捨ての手袋を着用しても可）
- ③ 家畜に直接接触する物品の洗浄又は消毒
- ④ 記録用紙への記入
- ⑤ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用



消毒用噴霧器



踏み込み消毒槽



ブーツカバー

2. 畜舎、家きん舎へ出入りする際には、靴の消毒及び手指の洗浄又は消毒（ブーツカバーを着用しても可）を行ってください。

3. 家畜に直接接触する注射針や人工授精用器具などの物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒してください。

- (注) 1 豚の場合、注射針は少なくとも畜房ごとに交換又は消毒してください。
2 消毒できない物品は、汚れを落とす等、きれいな状態で使用してください。

問い合わせ先

広島県農林水産局畜産課
西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所(東広島市)
東部畜産事務所・東部家畜保健衛生所(福山市)
北部畜産事務所・北部家畜保健衛生所(庄原市)

TEL 082-513-3607 (直通)
TEL 082-423-2441 (直通)
TEL 084-921-1866 (直通)
TEL 0824-72-2015 (代表)